

地域主権改革の進捗状況等について

平成 24 年夏を目途に策定が予定されていた「地域主権推進大綱（仮称）」については、現在策定に向けて各省協議中

項目	進捗状況	主な内容	課題等
義務付け・枠付けの見直し	● 地方分権改革推進委員会による第2次勧告で示された条項のうち見直しの検討が行われていないものなどについて、地方提案を受け、内閣府により検討中 ● 一括法(第3次)法案の国会提出 (H24. 3. 9)	● 第2次勧告で示されたもののうち、実施されていない主なもの ・ 農業振興地域整備計画の策定に係る都道府県知事への協議 ・ 全国一律の基準病床数設定 ・ 港湾入港料率に係る国土交通大臣の変更要求 ・ 公営住宅公募原則の例外規定(特定入居)の追加権限 ほか	● 第2次勧告に記載された義務付け・枠付けのうち、一括法等により実施されていないものの更なる見直し ● 原則、「従うべき基準」の設定をしないこと。併せて既に設定されたものの見直し実施。
基礎自治体への権限移譲	● 第1次勧告のうち残された権限に係る移譲について、地方提案を受け、内閣府により検討中 ※H24. 5 に内閣府が、義務付け等の見直しと併せ、今後実施すべき権限移譲等の提案を募集。各市の提案を、 H24. 7. 24 に全国市長会を通じて内閣府に提出。	● 第1次勧告で示されたもののうち、実施されていない主なもの ・ 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定権限 ・ 市が行う都市計画事業の認可 ・ 農地転用許可権限 ・ 学級編制基準と教職員定数の決定権限 ほか	● 第1次勧告に記載された事務権限のうち、 ①一括法等により実施されていないものの更なる移譲の実施 ②それ以外の事務権限で指定都市に移譲すべきものの移譲の実施
国の出先機関の原則廃止	出先機関の原則廃止に向けた今後の主な取組について ● 国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案 (H24. 6. 8 地域主権戦略会議 内閣府資料) ⇒ 法案提出に向け調整中 ● 出先機関の原則廃止に向けた今後の取組方針 (H23. 12. 26 地域主権戦略会議 内閣府資料) ・ <u>ハローワーク</u> → 知事会の協力を得て、国・地方の一体的な取組を全国的に進める。将来的な権限移譲を含めた国・地方の一体的実施の取組について、地方からの提案事業が開始 ※現在 28 都道府県、42 市区町村(うち指定都市 10 市) - 同時に特区制度による埼玉県及び佐賀県での試行的な取組を開始し、併せて移管可能性の検証を行う。 ・ <u>直轄道路・直轄河川</u> - 具体的に動かしていく案を検討 → 特段の進展なし ・ <u>共通課題</u> - 各府省が移譲できるとする事務と知事会が先行的に移管を求める3事務を検討のテーブルに乗せて議論を進める。 → 特段の進展なし	● 原則廃止に向けた工程の提示と具体的な移管に向けた着実な推進 ● 出先機関の原則廃止に向けた今後の主な取組方針に基づく取組の実施	